

全労連社会保障闘争本部ニュース

NO.121

全労連社会保障闘争本部発行

2020年9月24日

いのちと健康を守る署名

2000 配布 314 通 / 783 筆が返送

広島 424 共同行動大竹アクション



広島県内の医療団体や労働組合などをつくる「公立・公的医療機関再編ストップ！広島県共同行動連絡会」（略称：424共同広島）は、公立・公的医療機関「再検証」要請白紙撤回と対象になっている「広島西医療センターを守る取り組みを地元から行おうと、9月9日に全医労広島地区（広島西医療センター）と、424共同広島に加盟する組織のメンバー14名で、2000枚の「いのちと健康を守る署名」のポスティングを行いました。中には「広島西医療センターのよりよい医療を守るために！国民のいのちと健康を守るための署名をお願いします」のお願い文書と、署名用紙、返信用奮闘をセットにして配布しました。

勇気をもって話しかけると・・・

初めてポスティングを行った、保険医協会の岩下翔平さんは「大竹アクションでは、署名のポスティングに初めて参加しました。庭先で作業されている住民の方には、少し勇気を出して、『ごめんください』と声をかけ、連絡会の取り組みについてお話させてもらいました。身近な医療機関が機能を失ってしまうことを不

安に思っていたようで、『ゆっくり読ませてもらいます。ご苦労さんです』と署名を受け取っていただけたことに、元気をもらったとともに、この住民の声をしっかりと行政に届けなければならないなと思いました。」と話されます。

また、広島西医療センターの組合員も「はじめて地域へのポスティングに参加したが、支部みんなが元気になる行動だった」と展望が持てつつあることを喜んでおられました。

署名は、10日間で280通（690筆）14%が返送され、配布したメンバーも驚いているとともに、この取り組みを提案した広島地区の中丸登代子さんは、「やはりこの病院は地域になくてはならず、なくなったら困るという地元のおもいの現れ」と話されます。

424共同広島では、今後も他地域でもこの行動を広げていきたいと計画中です。

広島県内 23 自治体と県すべてを要請

424共同行動 自治体キャラバン



△8月28日広島県議会に陳情（秘書）



△安芸太田町橋本博明町長に要請

8月24日から9月15日にかけて23自治体と県を訪問し、国に対して「公立・公的医療機関等の『再検証』要請の白紙撤回と地域医療構想の見直し」を求めるよう要請、陳情をしました。国の「再検証」要請や地域医療構想は、各自治体に医療機関のベッドの削減などを押し付けようとしています。

8月28日は県を訪問。広島県では、健康福祉局医療介護計画課今井真由美課長らが応対。「公的医療機関はコロナ禍の中で重要な役割を果たしている。一律の基準は特に過疎地での医療を後退させる。国の『再検証』要請に対して、県として白紙撤回を求めている」との要請に対し、県は要請内容に理解を示したうえで、「地域実情を踏まえた議論が必要と考えている」と話し、地域で開催される調整会議の意見を尊重する姿勢を示しました。

過疎地域の医療機関を実績だけで判断するべきではない
9月10日の訪問で、すでに意見書採択を行っている世羅町議会徳光義昭議長は「過疎地域の中核である医療機関を、実績だけで要不要と判断するべきではない。医療従事者から、国会議員の報酬を削ってでも医療機関を守る措置を講じてほしい、という厳しい声を頂いたが、言われることは大変よくわかる。」と賛同の声を寄せていただきました。

広島県内では、昨年の国民大運動実行委員会等の要請・議会陳情で尾道市、府中市、庄原市、世羅町の4自治体が「意見書」を国に送付していますが、424共同広島は、県内すべての自治体で意見書採択をめざしています。



△9月18日 県議会8会派を訪問

(2 ページのつづき) 9月18日11人が参加し、グループに分かれて広島県議会8会派64人の県議会議員に、陳情趣旨と署名用紙を渡し、「ぜひ県議会でも意見書の採択を」と訴えました。

委員会終了の時間をねらった訪問でした。県議会開会直後で、ほぼ全員が控室にいるにもかかわらず、多くは面談を断られるなど広島県議会の資質の低さを感じる行動でした。参加者は、「あきらめず何度でも足を運ぼう」と決意を新たにしました。

年金裁判東京地裁 不当判決

年金減額、違憲と認めず



国民年金法の改正で、2013年から年金の支給額が減ったのは、生存権などを保障した憲法25条に違反するなどとして、東京の原告約700人が国を訴えていた裁判の判決が9月23日、東京地裁であり、鎌野真敬裁判長は原告側の請求を棄却しました。

判決は、財政面などから減額は不合理ではないとし、国の裁量権の範囲内としています。

東京の原告団長を務めた金子民夫さん(82)は判決後、「80歳を過ぎてもアルバイトしないと生

活できない人もいる。年金に限らず、裁判所は裁量権を持ち出し、踏み込んで検討しないのは司法の役割放棄」であると述べました。

代理人の加藤健次弁護士も、「公的年金だけで生活できないなら、生活保護があるではないかと言うが、補足率が低いし、生活保護も減額されている」と社会保障政策の後退と危機感を語りました。

年金裁判は全国39地裁で提訴し、判決は11件目。いずれも原告が敗訴しています。裁判の一層の支援を。

判決に先立つ昼休み時間に地裁前で原告・支援者による宣伝行動が行われました。全労連大西常幹は「菅政権が誕生したが、自助・共助・公助を打ち出した。コロナ感染が拡大する中、安倍政権の下で高年法が改悪され、高齢者を安く使える法改正が行われた。合わせて年金支給繰り延べを可能にする年金法の『改正』も行われた。菅政権の「自助」とは「年金がたりなければ働け」という安倍政治を継承し、さらに強めようとするもの。世界的には既裁定の権利のはく奪は人権侵害だとされる。減額は人生設計を壊すものだからだ。何よりも怒りがこみ上げるのは、来年度予算で防衛費は過去最高額が要求されている。人を殺すことにお金を使うのではなく、いのち守るために税金を使わせなければならない」と連帯を表明しました。